

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

「神戸市一般公衆浴場の構造設備等の基準に関する要綱」の制定案について

意見募集期間

令和5年5月22日～6月21日

問い合わせ先

神戸市健康局環境衛生課

電話078-322-5265

1 意見募集期間

令和5年5月22日（月）～令和5年6月21日（水）

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570（宛先住所記入不要）

神戸市健康局環境衛生課 意見募集宛

(2) ファクシミリによる提出

(078)322-2725 神戸市健康局環境衛生課 意見募集宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス: seikatsueisei_kankyo@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市健康局環境衛生課

市役所1号館 20階

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

3 注意事項

(1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。

(2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。

(3) 提出される書式には、「神戸市一般公衆浴場の構造設備等の基準に関する要綱」に対してのご意見・情報であることを明記してください。

(4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和5年6月下旬頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室（市役所1号館18階）でご覧いただけます。

4 個人情報 の 取扱い について

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

「神戸市一般公衆浴場の構造設備等の基準に関する要綱」の制定案について

1 趣旨

神戸市公衆浴場法施行条例において「一般公衆浴場」とは、温湯を使用し、男女各1浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして使用されるもので、公衆浴場法に基づき許可を受ける必要があります。

この許可については、神戸市内の自家風呂の普及率が約98%と高い水準となったため、平成18年度の時点で他の入浴手段がない住民のために新規に許可を行わなければならないような環境にはないと判断し、これ以降は「一般公衆浴場」としては新規許可を停止していました。

しかし、自家風呂の普及率は現在も高いものの、低廉な料金により地域において入浴しやすい環境を促進することは、住民の健康の維持、衛生上の観点から重要であると考えられることから、一般公衆浴場の新規許可申請の受付を令和5年7月に再開することとしました。

再開の趣旨を踏まえ、新たに許可をする施設は地域に身近で入浴を主体とする施設とすることから、公衆浴場法第2条第2項に基づき、一般公衆浴場の許可の要件を要綱で定めることとしましたので、皆さまのご意見を広く募集します。

2 要綱（案）の概要

- ① 一般公衆浴場の全体面積※は、550 m²未満であること。
- ② 入浴施設（浴室、露天風呂、サウナ室、岩盤浴等及び脱衣室）の総面積が全体面積の2分の1以上であること。
- ③ 主たる浴室（温湯を使用し、1浴室に同時に多数人を入浴させる浴槽が配置されている浴室）の面積が、入浴施設の面積から脱衣室の面積を除いた面積の2分の1以上であること。
- ④ 通常料金（物価統制令に基づき知事が定める額以下の料金をいう。）で利用できる区域の浴槽等の内り面積が、すべての浴槽等の内り面積の2分の1以上であること。
- ⑤ 通常料金で利用できる区域と別料金を徴収する区域は、障壁等により明確に区画されていることとし、また、通常料金で利用できる区域で、一般公衆浴場の基準に合致していること。
- ⑥ 主たる浴室は通常料金で利用できること。
- ⑦ 通常料金は、客の見やすい箇所に明示すること。また、別料金を徴収する場合にあっては対象となる浴槽等及びその料金を、客の見やすい箇所に明示すること。

※全体面積：公衆浴場としての許可施設に加え、同一の建築物（屋根のある渡り廊下により接続されている建築物を含む）内にあり、休憩室、飲食施設その他の入浴客が浴場と一体の施設として利用できる施設の延床面積をいう。ただし、駐車場及び駐輪場を除く。

3 施行日

令和5年7月10日（月）